

平成21年度 環境部の取組方針結果報告

1 職員の意識改革

①市民サービス向上を目的とした「事務処理マニュアル」の作成

（内容）環境部の各担当職員全員が、自分が担当する事務について、市民サービス向上を目的とした「事務処理マニュアル」を各自 1 件作成する。担当係長及び課長等はこれらのマニュアルを市民サービス向上につながるかどうかの視点で評価し、それぞれの職員に結果を伝えるとともに、必要な助言を行うことで互いの意識改革を行います。

（取組結果およびその評価）

事務処理マニュアルの作成に当たり、市民サービスの向上につながる仕事の改善策を課内で話し合うこととし、その話し合いの結果で課題とした点について部長と担当係長との面接で課題を明確にしました。明確にした課題・マニュアル化のポイントを生かしたマニュアルを作成しているかどうか、2 度目の面接で進捗状況の聴き取りを行いました。3 度目の面接でマニュアルの試作品を提出させ、職員間の意見交換の過程と市民サービスの向上と職員の意識改革にどう役立つかという観点から作成できているかについて話し合いを行いました。この取組によって職員の業務に対する手順の見直し等、意識改革の契機とすることができました。

（今後の方針）

完成したマニュアルは、各課で文書決裁を取り、実際の業務で活用していくこととしました。また、活用していく段階で気がついたことはマニュアルに反映して、より良いものにしていくことで、日常業務に対する意識改革を心がけることとします。

2 業務点検（コンプライアンスの確保を含む）

①各職場における業務改善懇談会の定期開催

（内容）各職場で毎月 1 回業務改善懇談会を定期的に行い、関係法令の研修を始め、省エネ対策などを検討する中で、全員が職場の業務改善に参加します。この場合に課長等は、座長となり全員に必ず意見を言わせることで参加意識を高めます。

（取組結果およびその評価）

各課において具体的なテーマを設定して、業務改善に役立てる有意義な懇談会とするよう、全員参加を目標にして開催しました。懇談会のテーマ・改善策・結果については、帳票を作成し、Xドライブに整理することで、各課で情報を共有化しました。毎月、定例的な懇談会を開催することにより、職員の業務改善への参加意識の向上に役立てることができました。

（今後の方針）

業務改善懇談会への参加意識を職員一人ひとりが持つことにより、課内でのコミ

コミュニケーションが活発化するように、懇談会を続けていこうと考えています。

3 市民からの信頼回復

①市民要望・市民相談への的確な対応及び確実な業務執行

（内容）市民の要望、市民からの相談に対し、要望や相談を受けた者が、いつ、どのように対応したかを記録し、その対応結果を相手（市民）に必ず伝えることで行政不信が起きないように努めます。また、上記1及び2により、職員全員が「公務を執行している」という自覚を持って、担当する業務を、法令を遵守して確実に行います。

（取組結果およびその評価）

市民の要望、市民からの相談を確実に処理していくため、各課内で検討を重ね、各課の業務に適した形式で受付から処理までを確実に行うことの手助けとなる、要望等の内容・担当者・対応方法・対応結果等を記録する帳票を作成するなど、各課単位で工夫することとしました。業務に対する意識改革への取組等と平行し、職員全員が「公務を執行している」という自覚を持つことの大切さを再認識させることができました。

（今後の方針）

各課で作成した記録表等を活用していく中で、市民対応について処理漏れを無くし、市民からの要望等に対する的確な対応及び確実な業務執行を行い、市民の行政に対する不信が起きないように努めていきます。

4 子どもが元気に育つまち

①環境教育の充実

（内容）地球温暖化対策、自然との共生、3R推進などについて、子どもが親しみやすい環境部のマスコットキャラクターを使用して、小学校・幼稚園・保育園等に担当職員が出前講座を行ったり、環境教育アドバイザーを派遣するなどして、子どもが元気に遊びながら学ぶ環境教育を充実させます。

（取組結果およびその評価）

出前講座は、小学校9校、幼稚園8園、保育園7園、中学校3校で約2,300人の園児・児童・生徒に対し3R推進やごみの分別、環境教育を実施し、家庭内でもう一度話し合いをしてもらえるよう行いました。

また、環境教育アドバイザー派遣については、市内小中学校や自治会など延べ23校2団体に対して延べ189人派遣（補助者を含む）し、市立小学校2校で電気自動車を活用した環境教育を実施しました。

（今後の方針）

出前講座については、平成22年度も引き続き実施し、園児から小学生、中学生と継続して3Rの推進やごみの分別について説明を図ります。

また、環境教育アドバイザーの派遣を充実するとともに公用車として導入した電気自動車を小中学校等において、環境教育に活用していきます。

5 高齢社会への対応方針

①声かけふれあい収集事業の充実
(内容) 高齢者のごみ出しの負担を軽減するために、声かけふれあい収集事業の対象者の拡大を検討するとともに、この事業に従事する職員の研修や使用車両などをやりくりして、事業を充実していきます。
(取組結果およびその評価) 要綱の改正により、実態に即した対象者を認めることで、年度末現在で約 350 世帯、約 450 人に対し、声かけふれあい収集を実施しています。
(今後の方針) 引き続き、対象世帯の条件緩和を図りながら、収集体制の確立に向け職員労働組合と交渉を続けていきます。

6 重要な取組事項

①地球温暖化対策の推進
家庭の省エネ意識の高揚とエコショップ、エコ商店街認定制度の創設
(内容) 本市の温室効果ガスの排出量の約 4 割を占める家庭部門の省エネ意識の高揚を図るため、太陽光発電設備設置の普及の促進、エコワット・エコナビの貸し出しや緑のカーテン、エコライフ鎌倉、環境フォーラムなどの事業を充実します。また、商店・商店街向けの環境マネジメントシステムとして、「エコショップ」・「エコ商店街」認定制度を創設し、普及に努めます。
(取組結果およびその評価) 家庭の省エネ意識の高揚を図るため、住宅用太陽光発電設備設置補助金の創設、エコワット・エコナビの貸し出しによる「CO ₂ 見える化」事業、「鎌倉市チャレンジ環境家計簿」や緑のカーテン普及事業、地球温暖化対策普及啓発映画会と小学生を対象とした環境学習会（3 講座）の開催、本庁舎ほか各行政センターなどで地球温暖化に関するパネル展示を行いました。 また「エコドライブキャンペーン」を市内大型店 2 店舗で「エコドライブ講習会」を市民向け、職員向け各 1 回を実施し、12 月には、「地球温暖化対策フォーラム」、「エコライフ鎌倉」、1 月には、「省エネフォーラム」を実施しました。これらの取組を通じて、省エネ意識の高揚に寄与できたと考えています。 エコショップ・エコ商店街認定制度の普及については、市 HP での登録店の紹介や商店会の参加する会合などを通じて周知に努めていますが 15 店舗の登録にとどまっています。
(今後の方針) 今年度の取組を踏まえ、さらなる家庭の省エネ意識の高揚を図るため「CO ₂ 見える化」事業、「鎌倉市チャレンジ環境家計簿」、「エコライフ鎌倉」、住宅用太陽光発電設備への補助制度などの事業を継続するほか、事業者への取組として「かまくらエコアクション 21」、「エコショップ・エコ商店街認定制度」の普及、また、環境教育アドバイザーの派遣や電気自動車を活用した環境教育の充実などを通じて、市域の温室効果ガスの排出抑制

を図っていきます。

②ゼロ・ウェイストかまくらの推進

焼却量の大幅削減に向けた生ごみの資源化

（内容）生ごみを山崎浄化センターバイオマスエネルギー回収施設で資源化するため、山崎浄化センター施設全体の整備基本構想等を策定するとともに、生ごみの分別収集手法等の検討を行います。また、地元のご理解をいただくため時機をみて説明会を実施します。

（取組結果およびその評価）

山崎浄化センターバイオマスエネルギー回収施設の整備に係る施設概要等として基本構想・基本計画を策定しました。当該施設の概要については、地元自治町内会長、近隣住民代表、市職員で構成する山崎浄化センター連絡協議会において説明をしました。

生ごみの分別収集手法等の検討については、部内にプロジェクトチームを設置して検討を開始し、鎌倉市廃棄物減量化及び資源化推進審議会においても、「鎌倉市一般廃棄物処理基本計画ごみ処理基本計画」の見直しの審議に着手しました。

（今後の方針）

策定した基本構想・基本計画を基に地元の住民の皆様を始めとした市民説明会を実施し、頂いたご意見等を踏まえながら、事業を進めていきます。生ごみの分別収集手法等の検討については、部内のプロジェクトチームにおいて引き続き検討するとともに、鎌倉市廃棄物減量化及び資源化推進審議会においても、「第2次鎌倉市一般廃棄物処理基本計画ごみ処理基本計画」の中間的見直しに向けて審議を引き続き行います。

平成22年度事業としては、環境省の交付金を見込み、山崎浄化センターバイオマスエネルギー回収施設整備のため廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく生活環境影響調査を実施します。

③一般廃棄物処理施設の再編整備

将来的に安定した一般廃棄物処理施設のあり方の検討

（内容）生ごみの資源化を前提とし、老朽化が進む焼却施設をどのように整備していくかについて、逗子市との広域化協議、生活環境整備審議会のご意見を踏まえながら検討し、将来に向かっての方向性を決定します。

（取組結果およびその評価）

逗子市とのごみ処理広域化については、平成18年4月に締結した覚書の見直し等についての協議を行い、平成22年2月4日に、同覚書を解除するとともに、広域での焼却施設の整備については引き続き協議していく旨の確認書を締結しました。

本市の一般廃棄物処理施設のあり方については、平成21年10月5日付けの生活環境整備審議会の提言を踏まえて山崎浄化センターバイオマスエネルギー回収施設の

整備を前提に、名越クリーンセンターの延命化整備を行うこととしました。また、最終処分場6号地については、廃止に向け手続きを進めることとしました。

(今後の方針)

平成22年度事業としては、環境省の交付金を見込み、名越クリーンセンターの長寿命化調査・計画策定業務を実施するほか、最終処分場6号地の廃止に向けた手続業務に着手します。

④ 路上喫煙防止の啓発

路上喫煙の防止に関する条例の周知・啓発

(内容) 4月1日から規制を開始した路上喫煙について、路上喫煙禁止区域における路上喫煙防止指導員の定時巡回等により、観光客も含めて広く周知を図るとともに、禁止区域外においても路上喫煙を控えていただくよう機会をとらえて条例の趣旨を周知していきます。

(取組結果およびその評価)

路上喫煙禁止区域内の喫煙指導人数は、施行当初と比べ減少傾向にあるものの、吸い殻の散乱数を勘案すると、周知啓発を今後も継続する必要があります。

(今後の方針)

今後も、路上禁煙について周知啓発を継続していきます。